

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では、廃棄物の減量及び適正処理を推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、平成13年度に、同年度から平成22年度までの10年間の計画期間とする「栃木県廃棄物処理計画」を策定しました。

その後、中間年度に当たる平成17年度において計画内容を見直した後、平成22年度には、平成23年度から平成27年度までの5年間の計画期間とする「栃木県廃棄物処理計画」（以下「前計画」という。）を改めて策定し、廃棄物に関する「県民の理解促進」を基本として、「3Rの推進」、「適正処理の確保」、「処理施設の適正立地」及び「不法投棄の抑止」に関する施策を進めてきたところです。

こうした中、県民の環境意識の向上、企業努力等により廃棄物の排出抑制、再生利用等の取組が着実に進められるとともに、監視体制の強化等により大規模な不法投棄事案が減少するなど、廃棄物の減量及び適正処理のための取組は進展していますが、天然資源の消費抑制、最終処分量の削減等を進め、循環型社会の形成の推進を図るためには、更なる取組が求められています。

また、廃棄物処理施設を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、必要な処理施設の確保等の課題が残されているほか、平成23年3月の東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質に汚染された廃棄物の処理、非常災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備等、新たに取り組むべき課題も生じています。

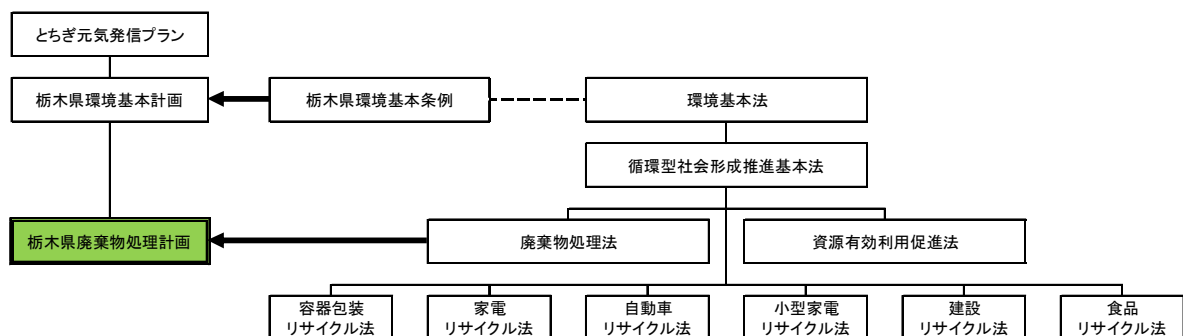
一方で、産業としての廃棄物・リサイクル分野は、近年市場規模等が拡大しており、自動車産業と同規模の国内市場を形成するなど、地域経済の活性化等の役割も期待されているところです。

こうした状況を踏まえ、今回、本県における廃棄物に関する現状等を改めて整理した上で、廃棄物の減量及び適正処理のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、廃棄物処理法に基づき、環境大臣が定める基本方針*（以下「基本方針」という。）に即して、本県の廃棄物処理に関する施策の基本的事項を定めるものであるとともに、「栃木県環境基本計画」の部門計画として位置付けられるものです。

内容については、環境基本法及び循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえた上で、「とちぎ元気発信プラン」、「栃木県環境基本計画」等との整合性を図っています。



* 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年環境省告示第7号）

3 計画期間

この計画は、おおむね 10 年後を見据えた上で、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年間を計画期間としています。

4 この計画で使用する数値等の解説

(1) 数値

この計画で使用する数値については、本文中に特に記載のない限り、以下のとおりとなっています。

ア 一般廃棄物

一般廃棄物に関する数値は、毎年度環境省が全国の市町村を対象に実施している「一般廃棄物処理事業実態調査」に基づくものです。

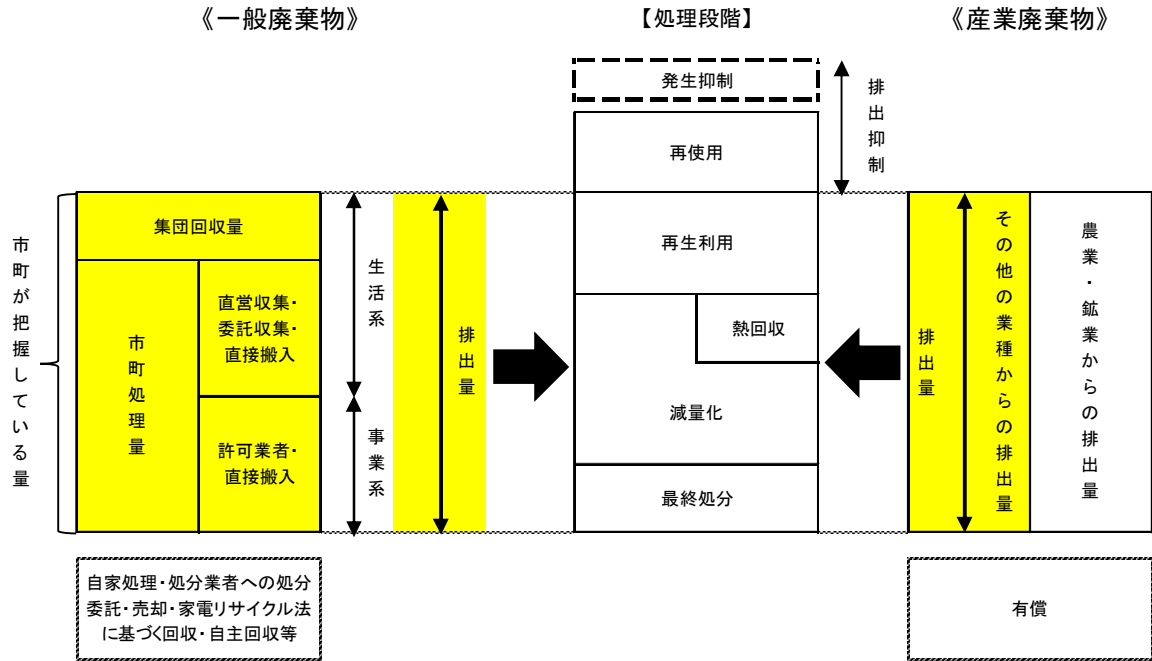
なお、排出事業者が処分業者に処分を委託している廃棄物の量、資源回収業者に売却している古紙等の量、家電リサイクル法に基づき小売店が回収している使用済家電製品の量、スーパー等の店頭で回収されているペットボトル、食品用トレイ等の量等、市町村が把握していない数値については、上記実態調査の結果には含まれていません。

イ 産業廃棄物

産業廃棄物の排出状況及び処理状況に関する現況値は、平成 26 年度に県が排出事業者を対象に実施した実態調査及び同年度に多量排出事業者から県及び宇都宮市に提出された実施状況報告書に基づく推計値です。また、産業廃棄物処理施設に係る処理状況及び産業廃棄物の広域移動の状況に関する現況値は、同年度に産業廃棄物処理業者から県及び宇都宮市に提出された実績報告書に基づき集計したものです。

なお、農業から排出される家畜ふん尿は農地への還元処理、鉱業から排出される汚泥、鉱さい等は鉱山保安法により採取地に埋め戻す処理が行われており、他の業種の産業廃棄物とは処理体系が異なっていることから、産業廃棄物の排出量から農業及び鉱業に係るものを除く取扱いとしています。

全国の産業廃棄物の状況については、毎年度環境省が実施している「産業廃棄物排出・処理状況調査」に基づいています。



ウ その他

本文中の図及び表で使用している数値については、四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがあります。

(2) その他

本文中で「〇年」又は「〇年度」とあるのは、特に記載のない限り、「平成〇年」又は「平成〇年度」を意味しています。

コラム1 「3R」とは？

皆さんもどこかで「3R」という言葉は聞いたことはありませんか。

「3R」とは、「リデュース (Reduce)」、「リユース (Reuse)」、「リサイクル (Recycle)」の三つの用語の頭文字Rを取ったもので、石油等の限られた天然資源を有効に使い、環境への負荷をできるだけ減らすという循環型社会づくりを進めていく上でのキーワードです。

「リデュース」とは、将来廃棄物となる可能性のある物をできるだけ減らす取組のことで、「発生抑制」等と説明されますが、具体的な取組としては、

- 必要かどうかよく考えて物を購入すること。
- 買い物では、マイバッグを使い、レジ袋をもらわないこと。
- シャンプー、洗剤等を購入する際は、詰替用の商品を選ぶこと。

等が挙げられます。

「リユース」とは、いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用する取組のことで、「再使用」と説明されますが、具体的な取組としては、

- 読み終わった本を古本屋に出すこと。
- 友人からもらったお下がりの子ども服を使うこと。
- 市町等が粗大ごみとして回収した家具等を修理して販売すること。

等が挙げられます。

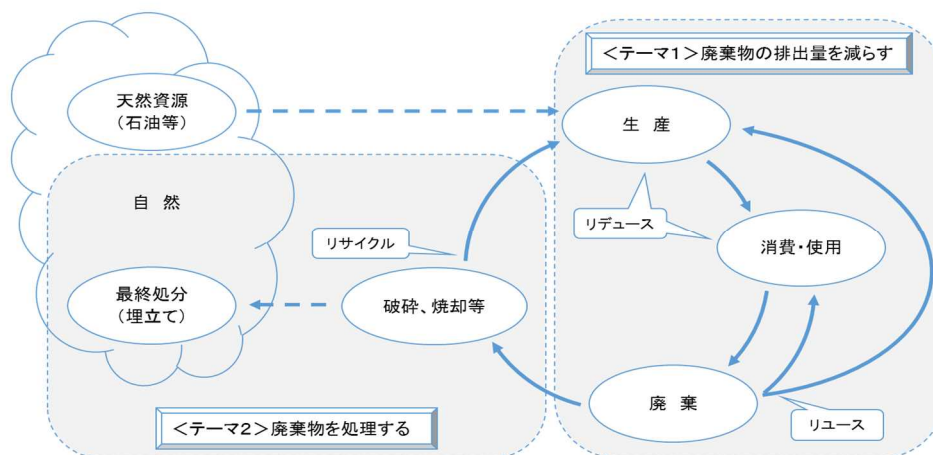
「リサイクル」とは、廃棄物を原材料等として再利用する取組のことで、「再生利用」等と説明されますが、具体的な取組としては、

- 使用済ペットボトルからペットボトル、フリース等を製造すること。
- 生ごみから肥料を生産すること。
- 廃棄物を焼却する際に発生する熱を発電、温水プール等に利用すること。

等が挙げられます。

循環型社会づくりを進めていく上では、皆さん一人一人が、まずは、必要かどうかよく考えて物を購入するなど、将来廃棄物となる物をできるだけ減らし（リデュース）、購入した商品等は繰り返し使い（リユース）、それでも出てくる廃棄物は分別して原材料として再利用等を行い（リサイクル）、リサイクルができない場合には最終的に埋め立てる（最終処分）という優先順位を日頃から意識することがとても重要です。

この計画では、「3R」という言葉は使っていませんが、リデュースとリユースに関する取組については「<テーマ1>廃棄物の排出量を減らす」(p42～)、リサイクルに関する取組については「<テーマ2>廃棄物を処理する」(p44～)に記載していますので、日頃の取組の参考にしてみてください。



循環型社会のイメージ